

平成27年(家口)第107号 間接強制の申立て(変更の申立て)事件

決 定

愛知県江南市

債 権 者

愛知県一宮市

債 務 者

同 代 理 人 弁 護 士

石 塚 徹

同

田 巻 結 子

主 文

上記当事者間の当庁平成26年(審)第104号間接強制申立事件の平成27年2月10日付け間接強制の決定主文第2項(当庁平成27年(審)第62号間接強制(変更)申立事件による変更後のもの)のうち、面会交流不履行1回につき債務者が支払うべき金員の額を、本決定送達日後の面会交流から、不履行1回につき50万円と変更する。

理 由

第1 申立ての趣旨

上記当事者間の当庁平成26年(審)第104号間接強制申立事件の平成27年2月10日付け間接強制の決定主文第2項(当庁平成27年(審)第62号間接強制(変更)申立事件による変更後のもの)のうち、面会交流不履行1回につき債務者が支払うべき金員の額を、本決定送達日後の面会交流から、不履行1回につき70万円と変更する。

第2 当裁判所の判断

- 1 一件記録(本件のほか、当庁平成26年(審)第104号、同平成27年(審)第23号、同平成27年(審)第62号及び名古屋高等裁判所平成27年(行)第378号事件記録を含む。)によれば、次の事実が認められる。

(1) 債権者と債務者は元夫婦であり、両者の間には長女……。 (平成18年